

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 137-8686

住所 とうきょうとみなとくたいば  
東京都港区台場二丁目4番8号

氏名 かぶしきかいしゃにっぽんほうそう  
株式会社ニッポン放送  
代表取締役社長 かめぶちあきのぶ 亀渕昭信

連絡先 電話番号 [REDACTED]

[REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」についての意見

最終報告書の作成にあたり以下に述べる主旨が反映されるよう要望します。

### 電波利用料の料額算定の考え方について

現状の電波利用料は主として電波監視および無線局監理に要する費用として位置付けられているため、その料額の算定方法が明確である。料額算定の公平性・透明性を確保する観点から、基本的に現状の制度を維持することが望ましい。これに加え、電波の経済的価値を反映した使用料的な概念を新たに導入する場合であっても、その料額の基準が明確で透明性・公平性が確保されることが必須である。

また、現に電波利用料を収めている者に対しては、新たな制度の導入によりその負担額が大きく高騰する結果とならないこと、周波数有効利用のインセンティブが働きにくい電波利用分野の納付者とそうでない納付者の間で不公平が生じないこと、などの配慮が必要である。

なお、放送事業者に関しては、放送法にその公共的役割について定めていることや、我が国の方針である放送のデジタル化に対応するための負担が求められることにも十分配慮すべきである。

料額の決定に当たってはその公平性・透明性を確保するため、納付者の意見を十分に反映するための機会を前もって設けるべきである。

### 電波利用料の使途に関して

「電波の公平かつ能率的な利用の確保」という電波法の主旨に照らし、その使途は限定的に規定されるべきであり、これを超える分野には別途その主旨に合致した財源を充てるべきである。

また、新たな使途に関しても、継続的にその目的と必要額の妥当性を検証し、目標の達成度を的確に把握することによって、電波利用料制度が有効かつ効率的に機能するよう努める必要がある。

以上